

印紙 円

工事請負契約書

注文者（以下「甲」という） と請負者（以下「乙」という） 株式会社リノワイズ とは
リノベーション工事について、次の通り工事請負契約を締結します。

第1条 甲と乙は、以下の条項及び工事仕様書、設計図により工事請負契約を締結したものであり、信義
に従って誠実にこれを履行します。

(2) 注文者が複数の場合には、各注文者は本工事請負契約を連帯して履行するものとします。

第2条 工事内容は、次の通りとします。

工事場所	
建物構造	

第3条 工事の請負代金は、次の通りとします。

請負代金額（消費税を含む）	金	円
---------------	---	---

第4条 甲は、前条の工事請負代金を次の通り分割して、乙に支払うものとします。（手数料はお客様負担
とさせていただきます。）

①	着 手 金	着 工 時	金	円
②			金	円
③	中 間 金		金	円
④	最 終 金	引 渡 時	金	円

(2) 前項の支払の為に甲が利用する融資の種類、金額は次の通りとし、工事請負代金の支払に充て
るものとします。

①	銀 行 融 資	金	円
②	フラット35	金	円

(3) 甲が工事請負代金の支払のため融資を受ける場合で、その融資金を乙が代理して受領す

(4) ること

が認められときには、甲は融資金の代理受領の権限を乙に付与し、この旨の書面を交付するも
のとします。

第5条 本契約工事内容外の追加及び変更工事代金については、最終竣工時に精算するものとします。

第6条 本契約の工事請負代金による有効着工期限は 令和 年 月 日 とします。尚、
あきらかに甲の事由により着工期限を越える場合は、その時点の乙の定める価格または単価
にて再契約を行うこととします。

第7条 工期は、次の通りとします。ただし、天候、その他やむを得ない事由により延期することが
あることを承諾します。

着 工	①	令和 年 月 日
完 成	①	令和 年 月 日

第8条 建物引渡しは、工事請負代金を完済と同時に乙の定めた書面をもって行うものとし、甲は、乙の書
面による引き渡しを得なければ本契約の目的物である建物を使用することはできません。

第9条 建物のカギ渡しは、甲が工事請負代金を完済したとき、乙より甲に移転するものとします。

第10条 本契約に基づく物件の保証期間メーカー保証を除き1年とし、完成引渡後より発生します。

第11条 お客様（甲）の個人情報の取扱い

(1) この契約締結にあたり甲が提供する個人情報について、乙は甲の承諾を得ずに甲宅建築の情報
提供の目的以外に利用してはならない。

(2) 甲は甲宅建築にあたり、乙が甲の個人情報及び個人データを甲宅建築に携わる建築設計事務所
及び下請業者・協力業者等の第三者に提供することについて予め同意する。

(3) 乙は前項の個人情報及び個人データを甲宅建築の情報提供以外の目的で第三者に提供してはな
らない。

第12条 本契約はローン特約付契約とし、ローン不成立の場合は白紙解約とする。

契約の証として、本契約書を1通作り、甲・乙それぞれが署名押印の上、甲が正、乙が副（複写）各1通を
保有します。

年 月 日

注文者（甲）

住所
氏名
印

請負者（乙）

住所	姫路市安田4丁目42番地13
氏名	株式会社リノワイズ 代表取締役 田中 義人
	印